平成24年6月18日 第9回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会

資料2

第2期特定健康診査等実施計画における保険者の目標について

平成24年6月18日 厚生労働省保険局総務課 医療費適正化対策推進室

第2期の目標について(案)

- 現在の特定健診・保健指導の実績を踏まえ、25年度からの29年度の次期計画期間の実施率の目標は特定健診・保健 指導の実施率をそれぞれ70%、45%に維持することとしてはどうか。
- この実施率の目標とこれまでの実績を踏まえ、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を再計算する。

<目標の考え方>

		現在の目標	新目標	
項目		24年度 目標(※※)	29年度までの全国 目標	
実 施 に 関	①特定健診実施率	70%	70%	
実施に関する目標	②特定保健指導実施率	45%	45%	
する果 目標関	③メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少 率(※)	10% (20年度対比) (27年度に25%減少)	25% (20年度対比)	

[※] 第1期計画期間の「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」は、特定保健指導対象者の減少率を指していたが、29年 度までの目標は、いわゆる内科系8学会の基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率とする。

^{※※ 24}年度の目標は、27年度に特定健診受診率80%、特定保健指導60%を達成する前提で計算したもの。

第2期の特定健診・保健指導の目標について

【推計方法】

(1)前提

- ①22年度以降の対象者は、24年度1月の人口の将来推計に基づき試算
- ※出生中位・死亡中位)(20~21年度の実績では、入院中などのために40~74歳までの人口のうち、1割程度が対象者から外れていることを勘案。
- ②特定健診受診者中、保健指導対象となる者の割合は、20~22年度の平均である18.9%で横置き。
- ③23年度以降のメタボ該当者の推計値は、対象者×各年度のメタボ該当者の割合一前年度のメタボ該当者数の減少数、と仮定(服薬指導に移行することによって保健指導対象者から外れる者の推計は困難。)
- ④一度、メタボ該当者から外れた者は再度メタボ該当者にならないと仮定。一方で、保健指導を複数年にわたって受けた上で、メタボ該当者から外れる者については、勘案していない。

(2)具体的な試算

- ①20・21年度の特定健診結果が存在し、20年度に特定保健指導を受けた者(23万人程度)のデータから20年度にメタボ該当者で21年度にメタボ該当者から脱した者の割合を推計。 > 0.320となるため改善率を32%程度として計算。
- ②上記(1)の下に、各年度において試算される保健指導終了者の32%がメタボ該当者から外れ、その減少数は以降、累積していくと仮定。特定健診・保健指導実施率は、23~24年度は、20~22年度の平均伸び。25年度以降、その2倍程度として計算すると、29年度は特定健診実施率70%程度、保健指導実施率45%程度でメタボ減少率は25%程度となる。

		実績		推計								
平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
西暦	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
対象者数(実績)	51,919,920	52,211,735	52,191,043	53,017,784	53,243,418	53,544,264	53,894,629	53,994,572	53,900,935	53,703,301		
特定健診実施率	38.9%	41.3%	43.3%	45.5%	47.7%	52.0%	56.4%	60.8%	65.2%	69.5%		
受診者数	20,192,502	21,588,883	22,586,005	24,103,715	25,371,164	27,857,423	30,397,939	32,816,914	35,118,511	37,339,605		
保健指導対象者割合	19.9%	18.9%	18.0%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%		
保健指導対象者数	4,010,717	4,086,952	4,062,881	4,521,980	4,749,547	5,208,562	5,666,769	6,099,113	6,506,924	6,897,385		
特定保健指導終了率	7.7%	12.3%	13.7%	16.7%	19.7%	24.9%	30.1%	35.4%	40.6%	45.8%		
保健指導終了者数(①)	308,222	503,712	555,921	754,013	934,039	1,296,980	1,707,736	2,157,319	2,642,208	3,161,841		
メタボ該当者数(受診者中)	5,418,272	5,757,451	5,963,011	6,411,588	6,748,730	7,410,074	8,085,852	8,729,299	9,341,524	9,932,335		
メタボ該当者数(20~22年度実績推計)	14,010,021	13,924,134	13,779,142	13,601,247	13,359,963	13,061,071	12,646,037	12,099,562	11,409,219	10,563,713		
メタボ該当者減少数(推計値)(②)	▲ 98,631	▲ 161,188	▲ 177,895	▲ 241,284	298,892	▲ 415,033	▲ 546,476	▲ 690,342	▲ 845,506	▲ 1,011,789		
上記の累積値		▲ 98,631	▲ 259,819	▲ 437,714	▲ 678,998	▲ 977,890	▲ 1,392,924	▲ 1,939,399	▲ 2,629,741	▲ 3.475,248		
メタボ減少率(対20年度)										24.60%		

保険者種別毎の目標について(案)

特定健診実施率

- 全国目標である70%の実施率を保険者全体で達成するために、各制度毎の保険者が、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の各制度毎の実施率を保険者種別毎の目標値とする。
 - ※ ただし、特定健診の実施率は、受診を希望しない者がいることなども想定し、90%を上限として計算を行う。

特定保健指導実施率

- 全国目標である45%の実施率を保険者全体で達成するために、各制度毎の保険者が、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の各制度毎の実施率を保険者種別毎の目標値とする。
 - ※ ただし、特定保険指導の実施率は、受診を希望しない者がいることなども想定し、60%を上限として計算を行う。

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

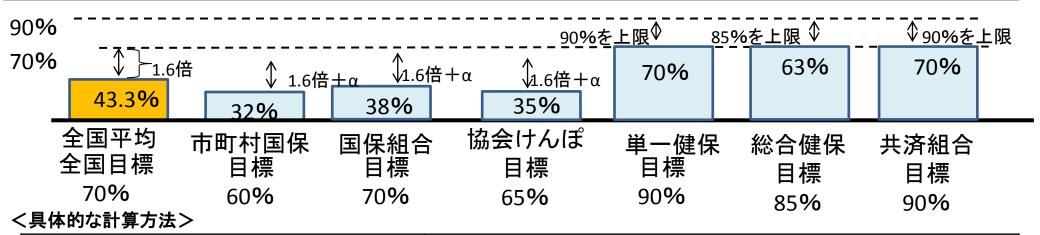
- 〇 保険者毎の実績をフォローする指標として、活用することについては推奨。
 - ※ 別途、医療費適正化計画における国・都道府県が達成するべき目標としては活用する方向。
 - ※ 第1期と異なり、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群は、特定保健指導対象者ではなく、内科系8学会が策定した基準に該当する者とする。

<保険者種別毎の目標(案)>

保険者種別	全国目標	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会 (含む船保)	単一健保	総合健保	共済組合
特定健診 の実施率	70%	60%	70%	65%	90%	85%	90%
特定保健 指導の 実施率	45%	60%	30%	30%	60%	30%	40%

(参考)特定健診の実施率の目標

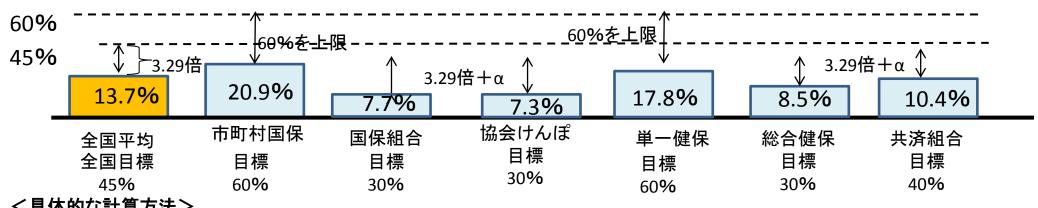
- 保険者種別毎に実績に応じて特定健診の実施率目標に向かって同程度に引き上げを行うこととして計算。
- 特定健診の実施率については、90%を上限として、残余を他の保険者へ振り分け。ただし、この方法を単純にとる場合、 90%上限となっていることから単一健保と総合健保が同様の目標値となるが、現状の実施状況の違いを考慮し、総合健保は 85%を上限とする。



				A 1				
	全体	市町村国	国保組合	全国健康保険協会	船員保険	単一健保	総合健保	共済組合
52	2,191,043	22,419,600	1,590,807	13,202,395	53,386	7,492,832	3,705,486	3,727,564
2:	2,586,005	7,177,136	614,289	4,560,178	18,515	5,204,635	2,367,702	2,644,279
	43.3%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	69.5%	63.9%	70.9%
	100%	43%	3%	25%	0%	14%	7%	7%
	70%							
=5/3	1.62							
=3×6	0.700	52%	62%	56%	56%	112%	103%	115%
	0.637	52%	62%	56%	56%	90%	85%	90%
	0.383	52%	62%	56%	56%			
=7-8	0.063							
=9+10	0.446							
=11/9	1.164	60%	73%	65%	65%			
	0.700	60%	73%	65%	65%	90%	85%	90%
	=(5)/(3) =(3)×(6) =(7)-(8) =(9)+(10)	52,191,043 22,586,005 43.3% 100% 70% =\$\(\) 1.62 =\$\(\) \(\) 0.700 0.637 0.383 =\$\(\) -\(\) 0.063 =\$\(\) +\(\) 0.446 =\$\(\) 1.164	52,191,043 22,419,600 22,586,005 7,177,136 43.3% 32.0% 100% 43% 70% =5/3 1.62 =3 × 6 0.700 52% 0.637 52% 0.383 52% =7-8 0.063 =9+10 0.446 =11/9 1.164 60%	52,191,043 22,419,600 1,590,807 22,586,005 7,177,136 614,289 43.3% 32.0% 38.6% 100% 43% 3% 70% = ⑤/③ 1.62 = ③×⑥ 0.700 52% 62% 0.637 52% 62% 62% 0.383 52% 62% e⑦-⑧ 0.063 = ⑨+⑩ 0.446 = ①.446 = ②.446 = ③.446 = ②.446 = ③.446 = ④.446 = ③.446 = ③.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 = ④.446 =	大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	1	1	1条 1条 1条 1条 1条 1条 1条 1条

(参考)特定保健指導の実施率の目標

〇特定保健指導についても、同様に保険者種別毎に実績に応じて目標に向かって同程度に引き上げを行うこととして計算。 〇ただし、特定保健指導の実施率については、60%を上限として、残余を他の保険者へ振り分け。



<具体的な計算力法>									
		全体	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会	船員保険	単一健保	総合健保	共済組合
特定保健指導対象者数	1)	4,062,881	951,996	122,830	929,904	6,856	1,016,767	486,675	547,996
特定保健指導の終了者数	2	555,921	198,836	9,510	67,471	451	181,252	41,412	57,014
特定保健指導の実施率	3	13.7%	20.9%	7.7%	7.3%	6.6%	17.8%	8.5%	10.4%
対象者割合(全体=100%)	4	100%	23%	3%	23%	0%	25%	12%	13%
目標	5	45%							
一律で引上げる割合	6=5/3	3.29							
	$7=3\times6$	0.450	69%	25%	24%	22%	59%	28%	34%
60%頭打ち	8	0.430	60%	25%	24%	22%	59%	28%	34%
頭打ちしない制度の実施率 (全体は⑧の内訳)	9	0.289		25%	24%	22%	59%	28%	34%
頭打ちしない制度の引上げ必要率	10=7-8	0.020							
頭打ちしない制度の引上げ後の実施率	11=9+11	0.309							
頭打ちしない制度の再引上げ後	1)= 1)/ 9	1.070		27%	26%	23%	63%	30%	37%
60%頭打ち(2回目)	13)	0.303		27%	26%	23%	60%	30%	37%
頭打ちしない制度の実施率	1 4)	0.152		27%	26%	23%		30%	37%
頭打ちしない制度の引き上げ必要率	(15)=(13)-(11)	0.007							
頭打ちしない制度の引上げ後の実施率	(16)=(14)+(15)	0.159							
頭打ちしない制度の再引上げ後	①=⑥/④	1.045		28%	27%	24%	60%	31%	38%
仕上がりの実施率	18)	0.450	60%	28%	27%	24%	60%	31%	38%